

経費の配分の変更に関する軽微変更の考え方

地域躍動推進事業の要綱で、軽微な経費配分の変更は、補助対象経費(河川ふれあい活動事業実施要綱第4条(1)(2)(3))相互間における少ない方の額の30%以内の変更となります。

・・・・・・地域躍動推進補助金要綱第7条より

この中の経費とは、ふれあい活動事業の(1)まなぶ(2)まもる(3)ふれあうを指しています。

最初の交付決定された経費において、活動を実施する際に金額が変更する場合があります。その際にその経費間にて少ない方の額に対して30%までの金額の移動は軽微変更となり、変更申請の必要がありません。逆に30%を超える場合は、変更申請が必要となります。

必要性がわかった段階(購入前の見積の結果や購入金額がわかった時点)から2週間以内に変更申請が必要となります。経費の変更は、変更申請して承認される必要があります。変更申請する場合は、早めにご相談ください。なお、交付額以上の変更はできません。

さて、この軽微な変更について、記載例を元に説明をします。

河川 ふれ あい 活 動 事 業	経費区分		補助対象経費	他団体からの 補助金	補助対象 金額	補助金 確定額	備 考
第 4 条	(1) まなぶ	(9,500) [17,500]	12,350	②	/	/	
	(2) まもる	(13,600) 14,500					
	(3) ふれあう	(13,000) 3,000					
	合 計	(36,000) 29,850		5,000	24,850	24,000	

この事業報告書では、(1) 交付額での経費 9,500円 実績 17,500円

(2) 交付額での経費 13,600円 実績 14,500円

(3) 交付額での経費 13,000円 実績 3,000円 でした。

まず、(1) は、17,500円-9,500円より交付額より実績が 8,000円の増額、
(2) は、14,500円-13,600円より交付額より実績が 900円の増額、
(3) は、13,000円-3,000円より交付額より実績が 10,000円の減額
となりました。

今回は(3)の交付額より実績の方が減額ですので、(3)から(1)及び(2)へ経費を移動することとなります。

● (3)の経費を(2)へ移動の考え方・・・上表の矢印①

(2)と(3)の交付額の経費は、(3)の方が少ないので、少ない方の30%以内の移動が可能です。よって、 $13,000円 \times 30\% \rightarrow 3,900円$ まで移動可能です。

増額は900円で移動可能な金額の範囲内ですので、14,500円が補助対象経費となります。

● (3)の経費を(1)へ移動の考え方・・・上表の矢印②

(1)と(3)の交付額の経費は、(1)の方が少ないので、少ない方の30%以内の移動が可能です。よって、 $9,500円 \times 30\% \rightarrow 2,850円$ まで移動可能

増額は8,000円となりますが、軽微変更では2,850円までしか移動できません。

$9,500円 + 2,850円 \rightarrow 12,350円$ が補助対象経費となります。

※報告書提出の時では、変更申請はできませんので、ご注意ください。